

所有者コード

自動車税事務所使用欄

還付請求権譲渡通知書

H19.2

埼玉県自動車税事務所長 様

譲受人 郵便番号 -

ふりがな
住所
ふりがな
氏名

電話番号 ()

私（譲渡人）は下記の過誤納還付金（還付加算金を含む）に係る還付請求権を上記譲受人に平成 年 月 日に譲渡したので通知します。

記

| 自動車登録番号 | 税目 | 年度 | 還付の発生原因及び発生年月日 |
|----------------------|--------|----|-------------------------------|
| 春日部 熊谷 大宮 所 沢 川 越 | 自動車税 | 平成 | 1 抹消 2 二重納付 3 減免 4 その他 () |
| かな | 自動車取得税 | 年度 | 平成 年 月 日 |

譲渡人住所
(納税義務者)
氏名
電話番号 ()

実印

自税使用欄

住所
氏商

注意事項（必ずお読みください）

- 1 この通知書を提出すると、上記の過誤納金等は譲受人に還付します。
なお、還付金の通知書の発送は還付原因発生後40～80日後です。
- 2 この通知書は譲渡人が内容を確認の上、必要事項を記入してください。
- 3 還付を受ける自動車登録番号は、登録地を○で囲み、かなの前の数字は左詰めで、かなの後の数字は右詰めで記入してください。
- 4 還付を受ける税目（自動車税・自動車取得税）を○で囲んでください。
両税目の還付を受ける場合は税目ごとに1通ずつ作成してください。
- 5 還付を受ける税金の年度を記入してください。複数の年度の税金の還付を受ける場合には、年度ごとに1通ずつ作成してください。
- 6 還付の発生原因を○で囲み、発生年月日を記入してください。
発生年月日は、抹消の場合は登録日、二重納付の場合は2回目の納付日です。
- 7 譲渡人は、個人・法人とも登録印(実印)を押印の上、印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）を添付してください。
- 8 譲渡人の氏名・住所に変更がある場合は、戸籍謄(抄)本・登記事項証明書・住民票(発行後3か月以内のもの)等変更の事実が確認できる書類を添付してください。
- 9 納税義務者(個人)の死亡の場合は、納税義務者の除籍謄本(発行後3か月以内のもの)・遺産分割協議書等の相続権が確認できる書類を添付してください。
- 10 この通知書を登録後1か月以内に提出する場合には、税申告書又は車検証の写しを添付していただくか、登録日をご教示ください。
- 11 記載事項に不備のあるもの、印影の不鮮明なものは受付できません。

受付（支所）印

受付（本所）印

提出期限

還付の発生原因が抹消の場合は、抹消月の翌月5日（休日等の場合は翌開庁日）までに必着するよう提出してください。二重納付については、2回目の納付から7日以内（7日目が休日等の場合は翌開庁日）に必着するよう提出してください。

期限を過ぎると納税義務者に還付されます。

減免・課税保留・更正の場合は、申請書等に添付して提出してください。

提出先

| | | | |
|------------|-----------|---------------|------------------|
| 埼玉県自動車税事務所 | 〒331-8580 | さいたま市西区中釘2152 | Tel 048(623)0225 |
| 熊谷支所 | 〒360-0844 | 熊谷市御稜ヶ原701-5 | Tel 048(532)8011 |
| 所沢支所 | 〒359-0026 | 所沢市牛沼690-1 | Tel 042(998)1321 |
| 春日部支所 | 〒344-0042 | 春日部市増戸752-5 | Tel 048(763)4111 |

※ 郵送の場合は、直接、自動車税事務所(さいたま市)あて送付してください。